

学校いじめ防止基本方針

北海道虻田高等学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめ防止等の対策においては、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにする必要がある。また、「いじめを受けた生徒にも何らかの原因や責任があるという考え方はあってはならないこと」、「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」、「いじめを認識しながら放置してはいけないこと」を、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

なお、取組を進めるに当たっては、生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことにも留意する必要がある。

以上のことを踏まえ、本校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に向けて適切かつ迅速に対応するものである。

2 いじめの防止に対する考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）で、当該行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、次のようなものが考えられる。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ メールやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる

(3) いじめの要因

いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るものである。また、加害者と被害者という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う。また、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等により、潜在化したり、深刻化したりもすることに留意

する必要がある。

いじめを行う動機には、次のような心理状態が考えられる。

- ア 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- イ 支配欲（相手を思いどおりに動かそうとする）
- ウ 愉快犯（遊び感覚で楽しい気分を味わおうとする）
- エ 同調性（強い者に追従する、数の多側についていたい）
- オ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ 反発・報復（相手の言動に対して、同じことやそれ以上にやり返したい）
- キ 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害を受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月以上継続していること。ただし、被害の重大性等からさらに長い期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長い期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害を受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、被害を受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保し、いじめが解消に至るまで支援を継続する。

3 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、法令及び条例に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りながら、「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる場合、適切かつ迅速に対応する。

(1) 学校の責務

ア 日頃から、教育活動全体を通じ、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、円滑にコミュニケーションを図る力を育てる。

イ 生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」の取組を進める。

ウ 単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加する授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

エ 生徒のささいな変化・兆候に注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

オ いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒の安全確保に努めるとともに、いじめたとされる生徒に事情を確認し、保護者と情報を共有して指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受

けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(2) 教職員の責務

- ア 生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候に注意し、いじめを看過したり軽視したりしない。
- イ いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、速やかに生徒指導部長に報告し、組織的な対応につなげるとともに、被害生徒を徹底的に守り通す。
- ウ 自らの不適切な言動等により、いじめを助長することのないよう十分留意する。

4 学校いじめ防止基本方針の策定

本校では、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を適切に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考にして学校いじめ防止基本方針を策定する。

5 学校におけるいじめ対応のための組織

校内に「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめの未然防止といじめの解消に向けて組織的に取り組む。なお、場合によっては、教育委員会、福祉機関、医療機関、警察などの関係機関とも連携を図る。

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。

(2) いじめの未然防止及び早期発見に向けた体制

いじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見に努める。具体的な体制図は、別紙1のとおりとする。

(3) いじめの解消に向けた体制

いじめを認知した場合、いじめの解消に向けて組織的に取り組む。なお、重大事態への対応も含まれる。具体的な体制図は、別紙2のとおりとする。

(4) いじめ防止対策委員会の役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

カ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を

行う役割

- ク 学校いじめ防止基本方針における年間計画（別紙３）に基づき、いじめの防止等に係るプログラム等を企画し、計画的に実施する役割
- ケ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）
- コ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- サ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

6 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進める。また、幅広い社会体験や生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育成する。

ア 学習指導の充実

- 規範意識や帰属意識を高め合う集団の形成に努める。
- 言語活動を重視し、コミュニケーション能力を高め、自己肯定感が得られる授業づくりを行う。

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動を通じて、望ましい対人関係を育む。
- ボランティア活動を通じて、他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を育む。

ウ 教育相談の充実

- 面談週間を活用するとともに、日頃から教育相談活動に取り組み、生徒理解を図る。

エ 人権教育の充実

- 人権が持つ価値や重要性を受けとめ、人権尊重の精神を醸成する。
- 講演会等を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを体験的に実感させる。

オ 情報教育の充実

- 講演会等を通じて、ネットワーク社会の特徴を理解させるとともに、情報モラルの大切さやネットワーク社会に参画する望ましい態度を実践的に育成する。

カ 保護者・地域との連携

- いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の周知
- いじめのアンケート結果は通信等で公表し、検証を図る

(2) いじめの早期発見

状況を把握するために定期的な調査を実施するとともに、生徒のささいな変化・兆候に注意しながら、日常の観察や教育相談活動を充実させることにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくる。また、生徒及び保護者へ保健室や教育相談室の利用や関係機関等の電話相談窓口を周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

ア 定期的調査の実施

- アンケート調査の実施（６月、１１月）
- 状況を把握する調査の実施（必要に応じ随時）

イ いじめを発見するチェックリスト等の活用

- いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙４）
- 教室・家庭でのサイン（別紙５）

ウ 相談体制の整備

- 保健室、教育相談室の利用方法、スクールカウンセラーの活用方法の周知
- 関係機関等の電話相談窓口の周知

エ 情報の共有

- 報告経路の明示・報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の引継

(3) いじめへの対応

ア 生徒への対応

(ア) いじめられている生徒への対応

いじめられているという生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、ともに考える
- 活動の場等を設定し、認めて、励ます
- 周囲と良好な人間関係をつくる

(イ) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されない行為であることを伝え、毅然とした態度でいじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを理解できるよう粘り強く指導する。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられている生徒の苦痛に気づかせる
- 今後の生き方を考えさせる

イ 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分たちでいじめ問題に気づき・解決する力を育成する。

- いじめを自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- 一人ひとりの価値が認められるような集団づくりに努める

ウ 保護者への対応

(ア) いじめられている生徒の保護者に対して

相談された場合には、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという考えを伝え、少しでも

安心してもらえるよう配慮する。

- 保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧に話を聞く
- 苦痛に対して、心から理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める

(イ) いじめをしている生徒の保護者に対して

事実を確認できたら、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性がある
- 生徒や保護者の心情に配慮する
- 生徒の行動が変わるためには、保護者の協力が必要である

(ウ) 保護者同士が対立する場合など

教員や外部関係機関と連携し、関係調整に努める。

- 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- 場合により管理職が率先して対応する
- 教育委員会や外部関係機関と連携し、解決を目指す

(4) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめとは

ネットいじめはインターネット上の掲示板などを利用して誹謗中傷などを行うことの総称である。具体的には、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使ったメール、ブログ、プロフィールサイト、匿名の掲示板、LINE などのコミュニケーション用アプリケーション、SNS などを利用し、特定の人物を中傷する情報を書き込んだり、個人情報や写真、動画などを本人に無許可で公開したりするなどの行為である。

イ ネットいじめの予防

(ア) 保護者への啓発

- ネット上のいじめについての子どもとの話合い
- 家庭での携帯電話の利用に関するルールづくり
- フィルタリングや迷惑メール受信拒否の徹底
- 保護者による見守り

(イ) 情報モラル教育の充実

- ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動
- ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動
- 知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動
- トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動
- 自尊心や人権を尊重する言葉遣いや態度について考えさせる学習活動
- 情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動
- 健康を害するような行動について考えさせる学習活動

(ウ) 「携帯安全教室」の実施

- 十分な知識を持ち、最新情報にも詳しいプロの事業者の協力
- 生徒だけでなく、教職員や保護者も参加して学ぶ機会とする

ウ ネットいじめへの対応

(ア) ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

(イ) 不当な書き込みへの対応

- 書き込み内容の確認
- 掲示板等の管理者や、プロバイダへの削除依頼
- ネットに強い弁護士、警察や法務局などへの相談

(ウ) 被害生徒への対応

- 被害生徒の立場に寄り添った支援やきめ細かなケア
- 教育相談体制の充実
- スクールカウンセラー等の協力要請

(エ) 加害生徒への対応

- ネットいじめが起こった背景や事情に関する綿密な調査
- 決して許されないものであることを認識させる粘り強い指導
- 加害生徒に対するケア

(オ) 全校生徒への対応

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許されないこと
- 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること
- 書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること
- 掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること
- インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することができること
- 日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないように指導の充実を図ること
- 誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するよう指導すること

(5) その他の取組

ア いじめの防止に必要な学校の全体計画を教育計画に掲載し、組織的な取り組みを推進する。

イ いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

(ア) いじめ対応ガイドブック・支援ツールコンパスを活用した校内研修の実施

(イ) 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の実施

(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施

ウ いじめの問題に関する学校評価を実施する際、生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

(ア) 保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供

(イ) 評価項目や観点の改善

エ 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

(ア) 収集した情報をまとめるチームの明確化

(イ) いじめ対応ガイドブック・支援ツールコンパスのアセスメントシートを活用した情報収集や指導・援助プランの可視化（見える化）による教職員間での情報共有

オ 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

(ア) いじめの対応状況についての調査による定期的な報告

(イ) 事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存

カ 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しは毎年度行うことを基本とし、年度末に「いじめ防止対策委員会」を中心に行うこととする。結果については、職員会議を経て、PTA総会、学校運営協議会等を活用し家庭や地域にも周知し、共通理解の下、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を図った場合
- 生徒が精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額な金品を奪い取られた場合

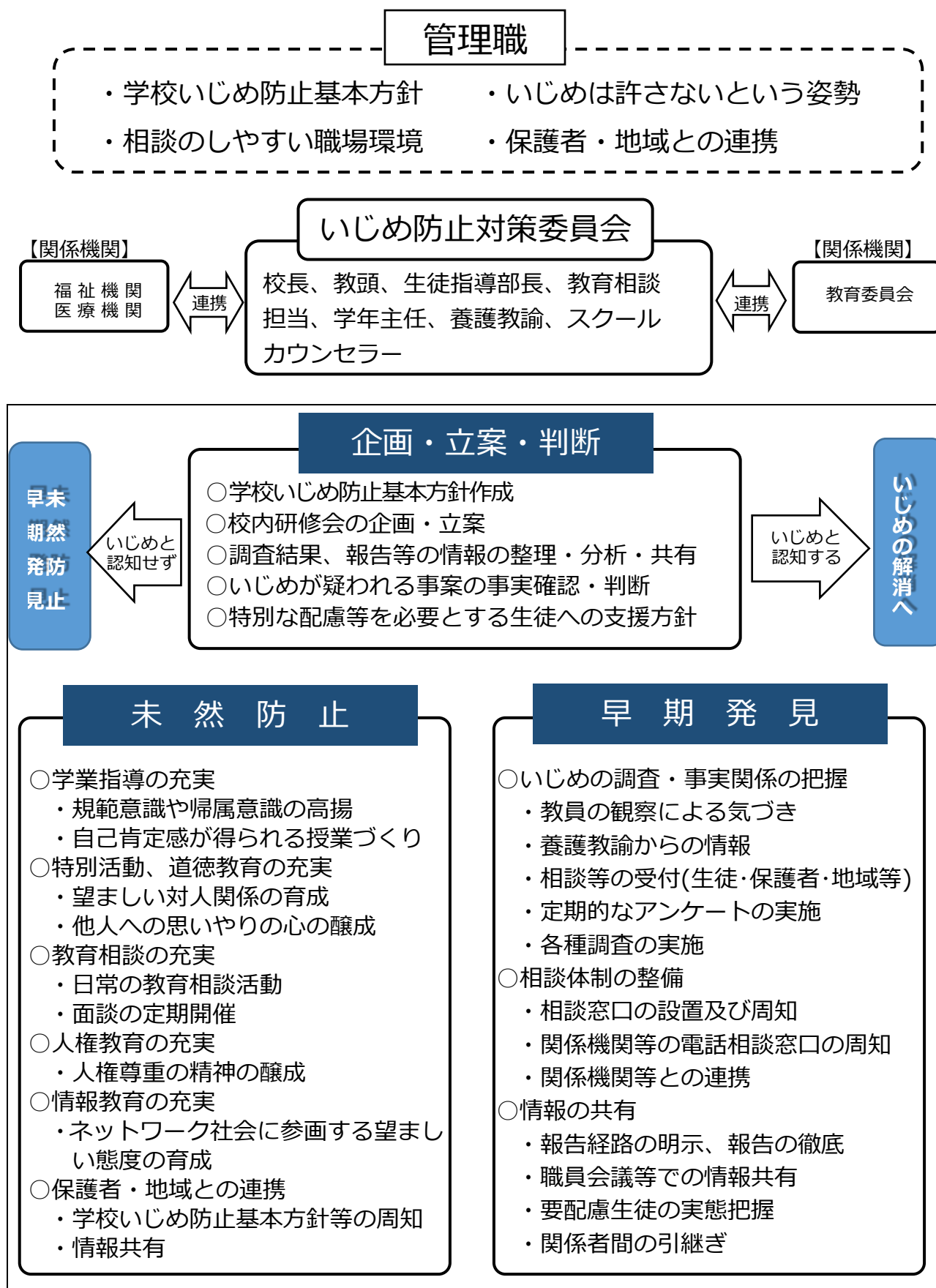
イ 生徒が相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度を超える場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

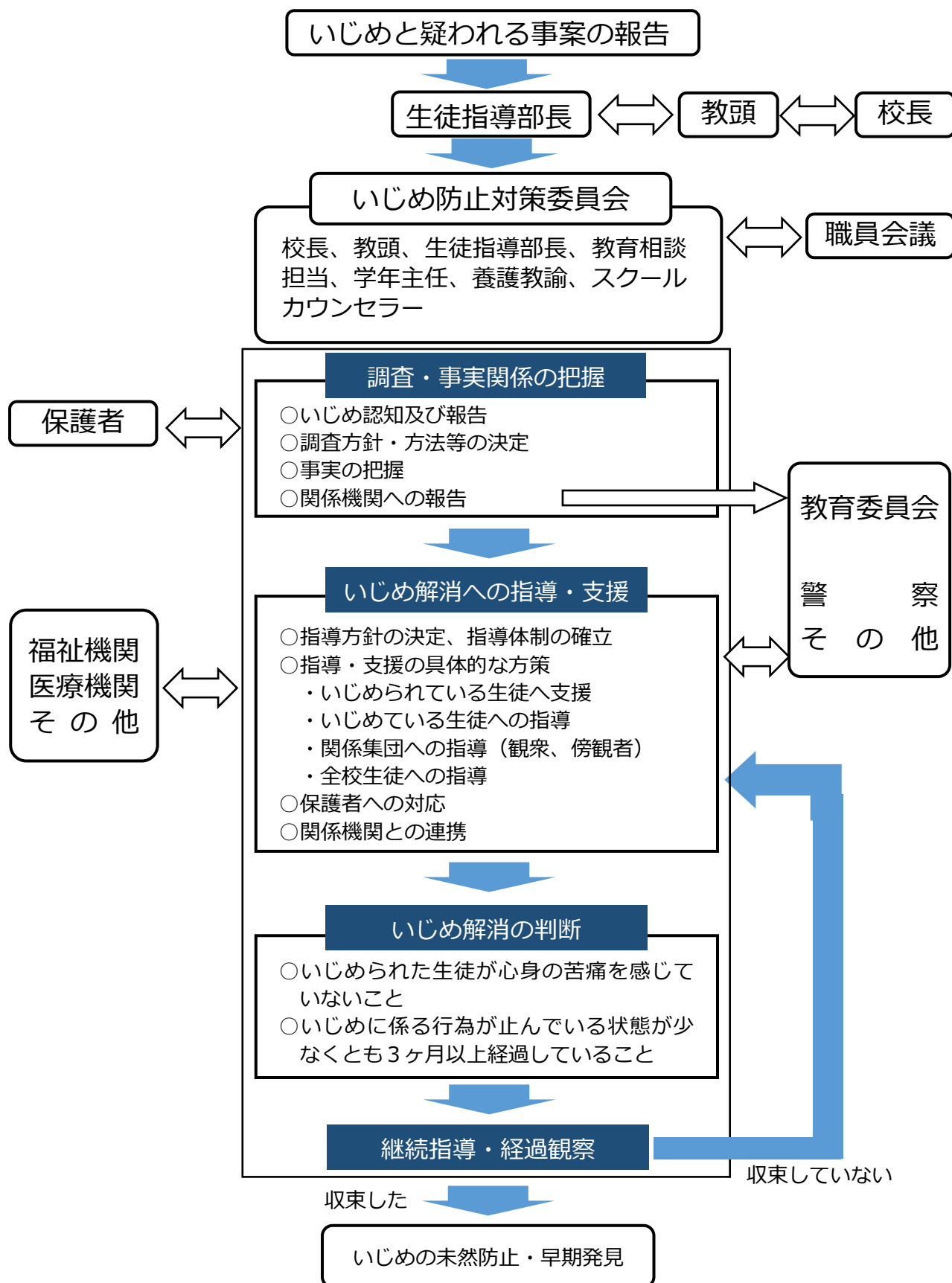
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委へ報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、その解決にあたる。

いじめの未然防止及び早期発見の体制



いじめの解消への体制（重大事態の対応含む）



別紙 3

学校いじめ防止基本方針における年間計画

月	いじめ未然防止に係る学校行事や取組	実施場所等	主管
4月	入学式・PTA総会・新入生オリエンテーション 第1回いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針の確認 宿泊研修（SST含む）	本校体育館 会議室 職員会議 ネイパル森	生徒指導部 いじめ防止 対策委員会 1学年
5月	前期教育相談（全校生徒対象）及び情報共有 洞爺湖マラソンボランティア ケータイ安全教室 SNSの利用について	各教室 洞爺湖畔	生徒指導部
6月	第1回いじめアンケート 洞爺湖町温泉施設清掃ボランティア 非行防止教室 Q-U検査	各教室 洞爺湖町 本校体育館 各教室	生徒指導部
7月	SOSの出し方教育（全校生徒対象）	本校体育館	生徒指導部
8月	中学校との交流事業 夏季休業明けアンケート（Googleform）	洞爺湖畔	商業科 いじめ防止 対策委員会
9月	ウッドチップ敷き詰めボランティア ソーシャルメディア講話	洞爺湖 本校体育館	1学年・生徒 指導部 1学年・生徒 指導部
10月	学校見学会 性教育講話（デートDV含む） 小学校との交流事業	本校体育館 本校体育館 洞爺湖畔	生徒指導部 生徒指導部 商業科
11月	後期教育相談（全校生徒対象）及び情報共有 第2回いじめアンケート	各教室	生徒指導部 いじめ防止 対策委員会
12月	生徒アンケート（学校評価）	各教室	教頭
1月	冬季休業明けアンケート（Googleform）	各教室	いじめ防止 対策委員会
2月			
3月	いじめ防止基本方針の見直し		いじめ防止 対策委員会

別紙 4

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言えない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と違う座席に座っている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらされる ☐ 昼食を自分の教室で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが、表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりする ☐ 一人で掃除をしている
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

サイン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ 特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙 5

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名（呼び名）が聞こえる ☐ 席替えなどで、近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる